

監理技術者資格者証について

建設業法では、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者から専任しなければならないとされています。（建設業法第26条第4項）

監理技術者資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として、一般財団法人建設業技術者センターが指定されています。

※建設業法第27条の19

国土交通大臣は、その指定する者（以下「指定資格者証交付機関」という。）に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務（以下「交付等事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。

指定基準

国土交通大臣は、建設業法第27条の19第2項の規定による申請が、同条第3項各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならないこととされています。

※建設業法第27条の19第3項

国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 第五項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

(※第五項において準用する第二十七条の十四第一項)

国土交通大臣は、指定資格者証交付機関が第二十七条の十九第三項第一号に該当するに至ったときは、当該指定資格者証交付機関の指定を取り消さなければならない。

(※第五項において準用する第二十七条の十四第二項)

国土交通大臣は、指定資格者証交付機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定資格者証交付機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて交付等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 二 前条第一項又は第二十七条の二十の規定に違反したとき。
- 三 第二十七条の八第二項による命令に違反したとき。
- 四 第二十七条の八第一項の規定により認可を受けた交付等事務規程によらないで交付等事務を行つたとき。
- 五 不正な手段により第二十七条の十九第一項の規定による指定を受けたとき。

【照会先】 国土交通省土地・建設産業局建設業課
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 03-5253-8111（代表）
技術検定係（内線 24744）

(2) 指定法人

法人の名称 : (一財)建設業技術者センター
指定・登録時期 : 昭和63年7月11日
法人の連絡先 : 東京都千代田区二番町三番地
指定・登録の理由 : 建設業法第27条の19の規定に基づく基準に適合しているため

(3) 指定基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 7,600円

積算根拠 4,341円(人件費) + 3,302円(物件費)

≒ 7,600円

実施機関	(一財)建設業技術者センター 監理技術者資格者証
人件費	4,341
職員給与 福利厚生費	4,306 35
物件費	3,302
印刷製本費	223
委託費	1,473
労務費	0
借料及損料	282
旅費	96
その他	1,228
計	7,643